

地区計画区域内建築物の主な制限について

《沼ノ端駅北地区》

苦 小 牧 市

地区計画の建築物の主な制限

<沼ノ端駅北地区>

地区の名称	一般近隣商業地区	商業・業務地区	商業・業務専用地区
用途地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
建ぺい率 ※地区計画	用途地域 80%	80%	80%
	※地区計画 —	—	—
容積率 ※地区計画	用途地域 300%	300%	300%
	※地区計画 —	—	—
防火に対する制限	準防火地域	準防火地域	準防火地域
敷地面積の最低限度	165m ²	200m ²	500m ²
壁面位置の 最低限度 ※地区計画	用途地域 —	—	—
	※地区計画 —	—	—
高さの 最高限度 ※地区計画	用途地域 —	—	—
	※地区計画 —	—	—
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 1 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 ゴルフ練習場又はバッティング練習場 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫 6 自動車教習所 7 畜舎（床面積の合計が15m ² 以下のものを除く。） 8 法別表第2（と）項第2号及び第3号に掲げる工場	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 1 建築物の1階部分を住宅の用途に供するもの 2 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの 3 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 ゴルフ練習場又はバッティング練習場 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 自動車教習所 9 畜舎（床面積の合計が15m ² 以下のものを除く。） 10 工場（令第130条の6に定める工場を除く。）	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 ゴルフ練習場又はバッティング練習場 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 自動車教習所 9 畜舎（床面積の合計が15m ² 以下のものを除く。） 10 工場
建築物の形態又は意匠の制限	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。 ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は次の要件を満たすものでなければならぬ。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。 ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は次の要件を満たすものでなければならぬ。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。 ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は次の要件を満たすものでなければならぬ。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの
	—	—	—
	—	—	—

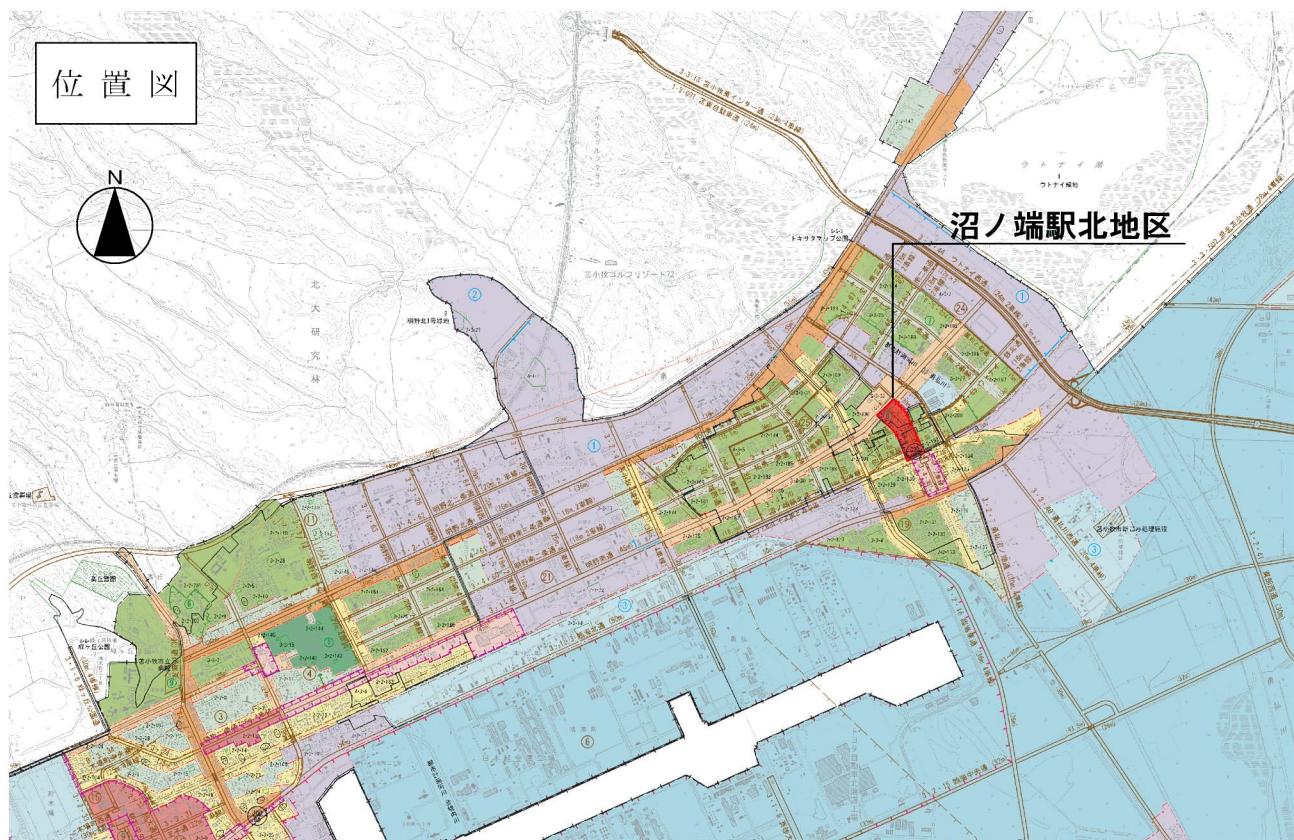
※地区計画欄に記載があるものは、地区計画による制限が優先されます。

苫小牧圏都市計画沼ノ端駅北地区地区計画 位置図・計画図

位置図



沼ノ端駅北地区



計画図



凡例

——	地区計画区域
	一般近隣商業地区
	商業・業務地区
	商業・業務専用地区

